

議案第30号

三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例の一部改正について  
次のとおり三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成7年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例の一部を改正する条例  
三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例（昭和62年三朝町条例第18号）  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三朝町多目的研修会施設運営審議会条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 三朝町多目的研修会施設の管理運営について審議するため、三朝町多  
目的研修会施設運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条1項中「、山村開発センター」を削る。

附 則

（施行期日）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

